

◎新潟県告示第167号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

平成30年2月23日

新潟県新発田地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

胎内川沿岸土地改良区

2 地区名

苔実地区

3 認可年月日

平成30年2月15日

4 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。